

畜 第 9 3 9 号
平成28年12月15日

公益社団法人鹿児島県トラック協会 様

鹿児島県農政部畜産課長



家きん飼養農場に出入りする際の車両消毒等の徹底について（依頼）

日頃から、本県の家畜衛生対策への御理解と御協力を賜り感謝いたします。

本県では、11月18日にツルのねぐらの水から、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6亜型）が検出されたことから、直ちに「県高病原性鳥インフルエンザ等防疫対策マニュアル」に基づき、知事を本部長とする「県高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部」を設置したところですが、その後も、相次いで野鳥等から同様のウイルスが検出されております。

また、国内においては、青森県や新潟県の家きん飼養農場において、高病原性鳥インフルエンザ（H5N6亜型）の発生が確認されており、家きん飼養農場に対する本病の侵入リスクは、きわめて高まっております。

これまでも、県では、リーフレット（別添1）等を活用して、家きん飼養農場に対しては、本病に関する注意喚起、飼養衛生管理基準の遵守、異常鶏の早期発見・通報等についての指導を実施してきたところですが、農場が取り組むウイルス侵入防止対策をより効果的に実施するためには、車両等で農場に出入りされる養鶏関連事業者の方々の御理解と御協力が不可欠です。

つきましては、傘下会員等に対し、家きん飼養農場等に出入りする際の人や車両の消毒等を確実に実施するなど、下記の項目について周知するとともに、徹底いただきますようお願いいたします。

記

- 1 家きん飼養農場へのウイルスの持ち込みを防止するために、農場への人、車両の出入りに際して、消毒等を徹底すること。また、畜産関連施設への車両等の出入りに際しても、同様に消毒等を徹底すること（別添2）。
- 2 家きん飼養農場に出入りする者の記録の作成に際しては、農家へ協力すること。
（農場に立ち入った者の記録を残すことは、万が一、高病原性鳥インフルエンザが農場で発生した場合に、感染ルート等の早期特定やまん延防止につながります。）

鹿児島県農政部畜産課
家畜衛生係 米丸・浜崎
TEL 099-286-3224
FAX 099-286-5599

